令和７年６月２日提出

令和７年第２回
小 金 井 市 議 会 定 例 会 議 案

（写）

小議発第５４号

令和７年５月２６日

小金井市議会議員　様

小金井市議会議長

斎　藤　康　夫

令和７年第２回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

報告第３号	小金井市土地開発公社の経営状況について
報告第４号	令和６年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について
報告第５号	令和６年度小金井市情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況について
議案第２９号	令和７年度小金井市一般会計補正予算（第２回）
議案第３０号	教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
議案第３１号	小金井市市税条例の一部を改正する条例
その他	工事請負金額１，０００万円以上の契約締結についての報告

なお、

○　教育用タブレット端末等の買入れについて

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議　長　報　告

1　東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会について

令和７年１月２３日（木）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の議題について協議した。

⑴　令和７年度消防委託事務について

⑵　役員の改選について

⑶　令和７年度通常総会日程等について

⑷　その他

2　第６３回東京都市議会議員研修会

令和７年２月７日（金）Ｊ：ＣＯＭホール八王子において開催された。

⑴　会長挨拶、会長市市長挨拶に続いて、研修会が行われた。

⑵　研修会では、「多摩２６市における議会運営の課題」と題して、東京大学大学院教授 金井利之氏の講演が行われた。

3　東京都市議会議長会定例総会

令和７年２月１４日（金）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

⑴　報告事項

ア　会務報告

イ　全国市議会議長会第１６５回地方財政委員会の会議結果について

ウ　全国市議会議長会第１６９回地方行政委員会の会議結果について

エ　全国市議会議長会第１８１回建設運輸委員会の会議結果について

オ　全国市議会議長会 副会長及び部会長の補欠選任結果について

カ　関東市議会議長会第２回支部長会議の会議結果について

キ　全国市議会議長会第２３９回理事会及び第１１９回評議員会合同会議の会議結果について

ク　第２４８回東京都都市計画審議会の会議結果について

ケ　東京市町村総合事務組合議会令和７年第１回定例会の会議結果について

(2)　協議事項

ア　都県提出議案について

イ　関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について

4　第９１回関東市議会議長会定期総会

令和７年４月１７日（木）ホテルエピナール那須において開催された。

会議の概要は、次の協議事項及び報告事項を承認した。

(1)　協議

ア　議案

- 令和６年度関東市議会議長会歳入歳出決算
- 令和７年度関東市議会議長会歳入歳出予算
- 避難所におけるＤＶＴ（深部静脈血栓症）予防のための施策の充実について
- 有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）に関する対策の推進について
- エネルギー価格・物価高騰への対策について
- 緊急自動車の交差点進入時の安全対策についての要望

イ　役員改選

- 会長　　高崎市
- 副会長　平塚市、上尾市、鎌ヶ谷市
- 監事市　国立市、甲斐市

ウ　相談役委嘱

エ　次期総会開催市決定

オ　全国市議会議長会等役員及び委員について

(2)　報告

ア　会務報告等

- 会務報告
- 慶弔規程に基づく支出報告
- 議長の異動について

イ　諸報告（全国市議会議長会委員会等活動報告）

5　東京都市議会議長会臨時総会

令和７年４月２１日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、次の報告事項及び協議事項を承認した。

⑴　報告事項

ア　会務報告

イ　全国市議会議長会第１８２回建設運輸委員会の会議結果について

ウ　全国市議会議長会第１６６回地方財政委員会の会議結果について

エ　全国市議会議長会第１７０回地方行政委員会の会議結果について

オ　東京都区市町村振興協会令和６年度第１回臨時評議員会の会議結果について

カ　関東市議会議長会支部長会議の会議結果について

キ　関東市議会議長会第２回理事会の会議結果について

ク　関東市議会議長会新支部長会議の会議結果について

⑵　協議事項

ア　令和６年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

6　議員の派遣について

地方自治法第１００条第１３項及び小金井市議会会議規則第１２０条第１項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

⑴　小金井市総合水防訓練

ア　目　　的　　防災に関する小金井市内の実態把握及び現状分析並びに対策のため

イ　場　　所　　都立武蔵野公園・野川第二調節池

ウ　期　　日　　令和７年５月１１日（日）

エ　議　　員　　全議員

報告第３号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、別紙のように報告する。

令和７年６月２日提出

小金井市長　白　井　　　亨

小金井市土地開発公社の経営状況について

令和６年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書

令和６年度小金井市土地開発公社事業報告書

１　事業概要

令和６年度におきましては、都市計画道路３・４・８号線の事業用地及び都市計画公園（小長久保公園）の事業用地を取得いたしました。

また、都市計画道路３・４・８号線事業用地の一部を処分いたしました。

今後とも小金井市の施策に沿って、公共用地の確保に努め、市民生活の向上に寄与する所存でありますので、関係各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

令和７年４月

小金井市土地開発公社

2　庶務に関する事項

(1)　理事会

開催日	回数	番　号	件　　名
令和6年 5月14日	1	議案第１号	令和５年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書
		議案第２号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の処分
		議案第３号	小金井市土地開発公社非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程
11月12日	2	議案第４号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の取得
		議案第５号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業資金の借入
		議案第６号	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業用地の取得
		議案第７号	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業資金の借入
令和7年 1月7日	3	議案第８号	令和６年度小金井市土地開発公社変更事業計画
		議案第９号	令和６年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算
		議案第１０号	令和６年度小金井市土地開発公社変更資金計画
		議案第１１号	令和７年度小金井市土地開発公社事業計画
		議案第１２号	令和７年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		議案第１３号	令和７年度小金井市土地開発公社資金計画

(2)　評議員会

開催日	回数	番　号	件　　名
令和6年 5月9日	1	諮問第１号	令和５年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書
		諮問第２号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の処分
		諮問第３号	小金井市土地開発公社非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程
11月5日	2	諮問第４号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の取得
		諮問第５号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業資金の借入
		諮問第６号	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業用地の取得
		諮問第７号	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業資金の借入
12月24日	3	諮問第８号	令和６年度小金井市土地開発公社変更事業計画
		諮問第９号	令和６年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算
		諮問第１０号	令和６年度小金井市土地開発公社変更資金計画
		諮問第１１号	令和７年度小金井市土地開発公社事業計画
		諮問第１２号	令和７年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		諮問第１３号	令和７年度小金井市土地開発公社資金計画

３　事業実績

⑴　資産（土地）の取得

	区　分	内　　　容
1	事　業　名	都市計画道路３・４・８号線事業用地
	土地の表示	東町三丁目地内
	契約年月日	令和６年１２月５日
2	事　業　名	都市計画公園（小長久保公園）事業用地
	土地の表示	本町三丁目地内
	契約年月日	令和６年１１月２０日

⑵　資産（土地）の処分

	区　分	内　　　容
1	事　業　名	都市計画道路３・４・８号線事業用地
	土地の表示	東町三丁目地内
	契約年月日	令和６年６月７日

令 和 6 年 度 小 金 井 市 土 地 開 発 公 社 決 算 報 告 書

令和６年度　損益計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

（単位：円）

1　事業収益		
⑴　公有地取得事業収益		
公有用地売却収益	7,582,031	7,582,031
2　事業原価		
⑴　公有地取得事業原価		
公有用地売却原価	7,511,908	7,511,908
事 業 総 利 益		70,123
3　販売費及び一般管理費		
⑴　販売費及び一般管理費		
報酬	460,000	
需用費	145,999	
役務費	1,956,295	
委託料	7,167,269	
使用料及び賃借料	425,150	
負担金補助及び交付金	5,000	
公租公課	20,000	10,179,713
事 業 利 益		△10,109,590
4　事業外収益		
⑴　受取利息		
受取利息	20,137	
⑵　雑収益		
雑収益	13,243,361	
事 業 外 収 益 合 計		13,263,498
5　事業外費用		
⑴　支払利息		
支払利息	3,133,771	
事 業 外 費 用 合 計		3,133,771
経 常 利 益		20,137
当 年 度 純 利 益		20,137

令和６年度　剰余金計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

（単位：円）

利益剰余金の部		
1　未処分利益剰余金		
(1)　前年度繰越準備金	625,441,412	
(2)　当年度純利益	20,137	
当年度未処分利益剰余金		625,461,549

令和６年度 剰余金処分計算書

（令和７年３月３１日）

（単位：円）

1　当年度未処分利益剰余金	625,461,549	
2　利益剰余金処分額	0	
翌年度繰越準備金		625,461,549

令和６年度　財産目録

（令和７年３月３１日）

（単位：円）

１　資産の部		
⑴　普通預金	2,065,088	
⑵　定期預金	5,000,000	
⑶　公有用地	1,024,459,668	
資産の部合計		1,031,524,756
２　負債の部		
⑴　短期借入金	151,850,833	
⑵　長期借入金	249,212,374	
負債の部合計		401,063,207

令和６年度　貸借対照表
（令和７年３月３１日）

（単位：円）

（　資　産　の　部　）

1　流動資産		
(1)　現金及び預金		
ア　普通預金	2,065,088	
イ　定期預金	5,000,000	7,065,088
(2)　公有用地		
公有用地	1,024,459,668	
流 動 資 産 合 計		1,031,524,756
資　産　合　計		1,031,524,756

令和６年度　貸借対照表
（令和７年３月３１日）

（単位：円）

（負債の部）		
1　流動負債		
(1)　短期借入金	151,850,833	
流動負債合計		151,850,833
2　固定負債		
(1)　長期借入金	249,212,374	
固定負債合計		249,212,374
負債合計		401,063,207
（資本の部）		
1　資本金		
(1)　基本財産		
小金井市出資金	5,000,000	
資本金合計		5,000,000
2　準備金		
(1)　前期繰越準備金	625,441,412	
(2)　当年度純利益	20,137	
準備金合計		625,461,549
資本合計		630,461,549
負債資本合計		1,031,524,756

令和６年度　キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

（単位：円）

Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー	
公有地取得事業収入	7,582,031
その他事業収入	0
補助金等収入	13,243,361
公有地取得事業支出	△249,212,374
その他事業支出	0
人件費支出	△460,000
その他の業務支出	△9,719,713
小　　計	△238,566,695
利息の受取額	20,137
利息の支払額	△3,133,771
事業活動によるキャッシュ・フロー	△241,680,329
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	0
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	△7,511,908
長期借入れによる収入	249,212,374
長期借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	241,700,466
Ⅳ　現金及び現金同等物増加額	20,137
Ⅴ　現金及び現金同等物期首残高	2,044,951
Ⅵ　現金及び現金同等物期末残高	2,065,088

令和６年度小金井市土地開発公社監査報告書

小金井市土地開発公社定款第７条第４項の規定に基づき、令和６年度決算監査を行った結果を次のとおり報告する。

記

１　監査の期日　　　令和７年４月１０日（木）

２　監査の対象期間　自　令和６年４月　１日
　　　　　　　　　　至　令和７年３月３１日

３　監査事項　　　　決算報告及び関係書類

４　監査結果と概要

公社の財務・業務・会計及び現金・物品・出納に関しては、適正に行われていると判断される。

関係諸帳簿の記帳状況及び証拠書類の整備状況も適正であると認めた。

令和７年４月１０日

監　事　　高　橋　美　月

監　事　　深　草　智　子

理事長　神　山　伸　一　様

（様式第1号）

現 金 及 び 預 金 明 細 表

令和7年3月31日

科　目	種　類	金　額　(円)	摘　　要
現　金		0	
預　金	普　通	2,065,088	
	定　期	5,000,000	
合　計		7,065,088	

(様式第2号)

公　有　用　地　明　細　表

令和7年3月31日

資産区分	期首残高		当期増加高		当期減少高		期末残高		摘要
	面積(㎡)	金額(円)	面積(㎡)	金額(円)	面積(㎡)	金額(円)	面積(㎡)	金額(円)	
東小金井駅北口まちづくり事業用地	2,486.74	576,671,770	0.00	0	0.00	0	2,486.74	576,671,770	区画整理事業の進捗に伴った処分予定
都市計画道路３・４・８号線事業用地	321.11	206,087,432	306.08	167,050,802	48.38	7,511,908	578.81	365,626,326	令和７年度～令和８年度に処分予定
都市計画公園（小長久保公園）事業用地	0.00	0	304.30	82,161,572	0.00	0	304.30	82,161,572	令和８年度以降に処分予定
合計	2,807.85	782,759,202	610.38	249,212,374	48.38	7,511,908	3,369.85	1,024,459,668	

（様式第16号）

短期借入金明細表

（1） 金融機関別借入状況

令和7年3月31日

借入先	利率（%）	期首残高（円）	当期増加高（円）	当期減少高（円）	期末残高（円）	備考
みずほ銀行	1.475	159,362,741	0	7,511,908	151,850,833	
合計		159,362,741	0	7,511,908	151,850,833	

（2） 事業別借入状況

令和7年3月31日

事業名	期首残高（円）	当期増加高（円）	当期減少高（円）	期末残高（円）	備考
都市計画道路３・４・８号線事業用地	159,362,741	0	7,511,908	151,850,833	
合計	159,362,741	0	7,511,908	151,850,833	

（様式第17号）

長期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

令和7年3月31日

借入先	利率(%)	期首残高(円)	当期増加高(円)	当期減少高(円)	期末残高(円)	備考
みずほ銀行	1.525	0	167,050,802	0	167,050,802	
	1.725	0	82,161,572	0	82,161,572	
合計		0	249,212,374	0	249,212,374	

(2) 事業別借入状況

令和7年3月31日

事業名	期首残高(円)	当期増加高(円)	当期減少高(円)	期末残高(円)	備考
都市計画道路３・４・８号線事業用地	0	167,050,802	0	167,050,802	
都市計画公園（小長久保公園）事業用地	0	82,161,572	0	82,161,572	
合計	0	249,212,374	0	249,212,374	

（様式第18号）

資　本　金　明　細　表

令和7年3月31日

区　　分	出資団体名	出資額（円）	摘　　要
基　本　財　産	小　金　井　市	5,000,000	

（様式第20号）

事　業　収　益　明　細　表

令和7年3月31日

科　　目		金　額（円）	摘　　要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	7,582,031	
合　　計		7,582,031	

（様式第21号）

事　業　原　価　明　細　表

令和7年3月31日

科　　目		金　額（円）	摘　　要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	7,511,908	
合　　計		7,511,908	

資料　1

令和６年度　収支決算報告書

収益の部

科目			予算現額		
款	項	節	当初予算額（円）	補正予算額（円）	計（A）（円）
1　事業収益			7,623,000	0	7,623,000
	1　公有地取得事業収益		7,623,000	0	7,623,000
		1　公有用地売却収益	7,623,000	0	7,623,000
2　借入金			234,844,000	14,369,000	249,213,000
	1　借入金		234,844,000	14,369,000	249,213,000
		1　短期借入金	0	0	0
		2　長期借入金	234,844,000	14,369,000	249,213,000
3　事業外収益			15,058,000	0	15,058,000
	1　受取利息		2,000	0	2,000
		1　受取利息	2,000	0	2,000
	2　雑収益		15,056,000	0	15,056,000
		1　雑収益	15,056,000	0	15,056,000
合計			257,525,000	14,369,000	271,894,000

令和7年3月31日

収入済額（B）（円）	（B）－（A）（円）	備　　　考
7,582,031	△40,969	
7,582,031	△40,969	
7,582,031	△40,969	都市計画道路３・４・８号線事業用地
249,212,374	△626	
249,212,374	△626	
0	0	
249,212,374	△626	都市計画道路３・４・８号線事業用地　167,050,802円 都市計画公園（小長久保公園）事業用地　82,161,572円
13,263,498	△1,794,502	
20,137	18,137	
20,137	18,137	普通預金利息及び定期預金利息
13,243,361	△1,812,639	
13,243,361	△1,812,639	小金井市事務事業費補助金
270,057,903	△1,836,097	

費用の部

科目			予算現額			
款	項	節	当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	流用額 (円)	計 (A) (円)
1 事業費			196,469,000	12,644,000	0	209,113,000
	1 公有地取得事業費		196,469,000	12,644,000	0	209,113,000
		1 公有用地取得事業費	196,469,000	12,644,000	0	209,113,000
2 販売費及び一般管理費			12,849,000	0	△858,000	11,991,000
	1 販売費及び一般管理費		12,849,000	0	△858,000	11,991,000
		1 報酬	480,000	0	0	480,000
		2 需用費	216,000	0	0	216,000
		3 役務費	1,963,000	0	0	1,963,000
		4 委託料	9,725,000	0	△858,000	8,867,000
		5 使用料及び賃借料	440,000	0	0	440,000
		6 負担金補助及び交付金	5,000	0	0	5,000
		7 公租公課	20,000	0	0	20,000
3 償還金			7,512,000	0	0	7,512,000
	1 借入金償還金		7,512,000	0	0	7,512,000
		1 借入元金	7,512,000	0	0	7,512,000
4 事業外費用			2,319,000	0	858,000	3,177,000
	1 支払利息		2,317,000	0	858,000	3,175,000
		1 支払利息	2,317,000	0	858,000	3,175,000
	2 積立金		2,000	0	0	2,000
		1 積立金	2,000	0	0	2,000
5 補償費			38,375,000	1,725,000	0	40,100,000
	1 補償費		38,375,000	1,725,000	0	40,100,000
		1 補償費	38,375,000	1,725,000	0	40,100,000
6 予備費			1,000	0	0	1,000
	1 予備費		1,000	0	0	1,000
		1 予備費	1,000	0	0	1,000
合計			257,525,000	14,369,000	0	271,894,000

令和7年3月31日

支出済額(B) (円)	不用額 (A)－(B) (円)	備　　　考
209,112,664	336	
209,112,664	336	
209,112,664	336	都市計画道路３・４・８号線事業用地　159,067,264円 都市計画公園（小長久保公園）事業用地　50,045,400円
10,179,713	1,811,287	
10,179,713	1,811,287	
460,000	20,000	評議員報酬
145,999	70,001	消耗品費等
1,956,295	6,705	不動産鑑定手数料等
7,167,269	1,699,731	物件調査委託料、仮杭設置等委託料等
425,150	14,850	パーソナルコンピュータ借上料等
5,000	0	公社連絡協議会負担金
20,000	0	法人都民税
7,511,908	92	
7,511,908	92	
7,511,908	92	都市計画道路３・４・８号線事業用地
3,153,908	23,092	
3,133,771	41,229	
3,133,771	41,229	都市計画道路３・４・８号線事業用地　2,740,393円 都市計画公園（小長久保公園）事業用地　393,378円
20,137	△18,137	
20,137	△18,137	受取利息
40,099,710	290	
40,099,710	290	
40,099,710	290	都市計画道路３・４・８号線事業用地　7,983,538円 都市計画公園（小長久保公園）事業用地　32,116,172円
0	1,000	
0	1,000	
0	1,000	
270,057,903	1,836,097	

資料　2

令和６年度　損益計算書明細書

令和7年3月31日

科　　目	金額(円)	内　　訳	
1　事業収益	7,582,031		
(1)　公有用地売却収益	7,582,031	都市計画道路３・４・８号線事業用地	7,582,031
2　事業原価	7,511,908		
(1)　公有用地売却原価	7,511,908	都市計画道路３・４・８号線事業用地	7,511,908
3　販売費及び一般管理費	10,179,713		
(1)　販売費及び一般管理費	10,179,713	報酬	460,000
		需用費	145,999
		役務費	1,956,295
		委託料	7,167,269
		使用料及び賃借料	425,150
		負担金補助及び交付金	5,000
		公租公課	20,000
4　事業外収益	13,263,498		
(1)　受取利息	20,137		
(2)　雑収益	13,243,361	報酬	460,000
		需用費	145,999
		役務費	1,956,295
		委託料	7,167,269
		使用料及び賃借料	425,150
		負担金補助及び交付金	5,000
		利子補給金	3,063,648
		公租公課	20,000
5　事業外費用	3,133,771		
(1)　支払利息	3,133,771	都市計画道路３・４・８号線事業用地	2,740,393
		都市計画公園（小長久保公園）事業用地	393,378

資料　3

令和６年度　貸借対照表明細表

令和7年3月31日（単位：円）

（資産の部）			
1　流動資産			
⑴　現金及び預金	7,065,088	普通預金	2,065,088
		定期預金	5,000,000
⑵　公有用地	1,024,459,668	東小金井駅北口まちづくり事業用地	576,671,770
		都市計画道路３・４・８号線事業用地	365,626,326
		都市計画公園（小長久保公園）事業用地	82,161,572
資産合計	1,031,524,756		

（負債の部）			
1　流動負債			
⑴　短期借入金	151,850,833	都市計画道路３・４・８号線事業用地	151,850,833
2　固定負債			
⑴　長期借入金	249,212,374	都市計画道路３・４・８号線事業用地	167,050,802
		都市計画公園（小長久保公園）事業用地	82,161,572
負債合計	401,063,207		
（資本の部）			
1　資本金			
⑴　基本財産	5,000,000	小金井市出資金	5,000,000
2　準備金			
⑴　前期繰越準備金	625,441,412		625,441,412
⑵　当年度純利益	20,137		20,137
資本合計	630,461,549		
負債資本合計	1,031,524,756		

報告第４号

令和６年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

令和６年度小金井市の一般会計予算のうち、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条の規定に基づいて繰越明許費とした歳出予算の経費について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり本市議会に報告する。

令和７年６月２日提出

小金井市長　白　井　　　亨

令和6年度小金井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	都支出金	
			円	円	円	円	円	円
2総務費	1総務管理費	基幹系システム修正委託料(妊婦のための支援給付対応分)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	0	0
3民生費	1社会福祉費	価格高騰重点支援給付金給付事業	485,562,000	130,906,549	0	130,906,549	0	0
8土木費	2道路橋りょう費	市道第136号線電線共同溝設置委託料	116,969,000	116,969,000	0	27,500,000	22,500,000	66,969,000
合計			604,531,000	249,875,549	2,000,000	158,406,549	22,500,000	66,969,000

報告第4号資料1

令和6年度小金井市一般会計繰越明許費実績調書

その1

款	項	事業名	翌年度繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
2総務費	1総務管理費	基幹系システム修正委託料(妊婦のための支援給付対応分)	円 2,000,000	円 1,386,000	(株)ジーシーシー	令和7年4月24日から 令和7年8月31日まで	

その2

款	項	事業名	翌年度繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
3民生費	1社会福祉費	価格高騰重点支援給付金給付事業	円 130,906,549	円 42,405,000	アデコ(株)	令和7年2月3日から 令和7年6月30日まで	

その3

款	項	事業名	翌年度繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
8土木費	2道路橋りょう費	市道第136号線電線共同溝設置委託料	円 116,969,000	円 111,550,677	エヌ・ティ・ティインフラネット(株)	令和6年7月26日から 令和8年3月31日まで	

報告第４号資料２

繰越明許費の内訳について

１　基幹系システム修正委託料（妊婦のための支援給付対応分）

（単位：円）

款	項	科目名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2	1	基幹系システム修正委託料（妊婦のための支援給付対応分）	2,000,000	2,000,000	0	0
合計			2,000,000	2,000,000	0	0

２　価格高騰重点支援給付金給付事業

（単位：円）

款	項	科目名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3	1	消耗品費（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	56,596	0	56,596	0
3	1	郵便料（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	1,845,204	0	1,845,204	0
3	1	電話料（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	78,029	0	78,029	0
3	1	物価高騰対策給付金給付事務委託料その２	21,136,720	0	21,136,720	0
3	1	物価高騰対策給付金確認書等作成等委託料その２	0	0	0	0
3	1	物価高騰対策給付金	107,790,000	0	107,790,000	0
合計			130,906,549	0	130,906,549	0

３　市道第１３６号線電線共同溝設置委託料

（単位：円）

款	項	科目名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	2	市道第１３６号線電線共同溝設置委託料	116,969,000	0	50,000,000	66,969,000
合計			116,969,000	0	50,000,000	66,969,000

報告第５号

令和６年度小金井市情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況について

小金井市情報公開条例（平成１４年条例第３１号）第２０条及び小金井市個人情報保護条例（令和４年条例第３１号）第１０条の規定に基づき、別紙のとおり本市議会に報告する。

令和７年６月２日提出

小金井市長　白　井　　　亨

令和６年度小金井市情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況について

１　情報公開条例の実施状況

本条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を総合的に進める上で必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視の下に公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的としています。

目的を実現するために、利用しやすい制度運用に努めました。

⑴　市政情報の公開の請求状況及びその処理状況

令和６年度における公開の請求は１２４件あり、前年度に比べると２９件の増加となりました。

表１　市政情報の実施機関別公開の請求件数及び決定内容　（単位：件）

実施機関	公開請求件数	決定内容					
		公開	一部公開	非公開	（うち不存在）	決定期間延長中	存否応答拒否
市長	８５	３２	６０	２４	（２２）	0	0
教育委員会	４０	6	３２	9	（8）	0	0
選挙管理委員会	2	1	1	0	（0）	0	0
監査委員	1	0	1	0	（0）	0	0
農業委員会	0	0	0	0	（0）	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	（0）	0	0
議会	2	0	2	0	（0）	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	（0）	0	0
計	１３０	３９	９６	３３	（３０）	0	0

※　請求書１枚で複数の市政情報の公開の請求ができるため、請求先の実施機関が複数となり、また１件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

⑵　審査請求の状況

市政情報の公開請求に対する決定に不服がある場合は、不服申立て（審査請求）

をすることができます。

令和６年度の審査請求は、６件ありました。

⑶　情報提供の状況

情報提供は、多岐にわたり、市の財政状況や人口の統計、附属機関等の会議録などを情報公開コーナーに備え付け、情報提供に努めました。

２　個人情報保護制度の運用状況

令和４年度まで小金井市の条例により、個人情報の取扱いがなされていましたが、個人情報を含めた情報のデジタル化を促進するために、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」といいます。）が改正され、令和５年４月１日から全国共通のルールとして一律に適用されることとなりました。

⑴　個人情報ファイル簿及び個人情報取扱登録簿の作成状況

個人情報保護法第７５条により個人情報ファイル簿の作成、小金井市個人情報保護条例（令和４年条例第３１号）第３条により個人情報取扱登録簿の作成がそれぞれ義務付けられました。作成状況は、表２及び表３のとおりです。

表２　個人情報ファイル簿の作成状況　（単位：件）

市の機関	前年度末の作成数	年度中の作成内訳			年度末の作成数
		新規	廃止	変更	
市長	７５	４	２	７	７７
教育委員会	５	０	０	０	５
選挙管理委員会	１	０	０	０	１
監査委員	０	０	０	０	０
農業委員会	０	０	０	０	０
固定資産評価審査委員会	０	０	０	０	０
計	８１	４	２	７	８３

表３　個人情報取扱登録簿の作成状況　（単位：件）

市の機関	前年度末の作成数	年度中の作成内訳			年度末の作成数
		新規	廃止	変更	
市長	１２０	8	0	1	１２８
教育委員会	5	0	0	0	5
選挙管理委員会	2	0	0	0	2
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
計	１２７	8	0	1	１３５

⑵　保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用、提供の状況

保有個人情報は、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないとされていますが、法令に基づく場合、又は法令（条例を含む。）の定める所掌事務もしくは業務を遂行するため必要な場合に限るものとしてあらかじめ特定した利用目的以外の目的のために、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しない範囲で、本人の同意又は本人もしくは社会公共の利益がある場合は、目的外に利用し、又は提供をすることができるとされています。

令和６年度における保有個人情報の目的外利用、提供は、添付資料のとおり５１６件ありました。

⑶　保有特定個人情報の目的外利用の状況

保有特定個人情報は、法令や条例に基づき行う社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用することとされていますが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り、利用が認められています。

令和６年度における保有特定個人情報の目的外利用は、ありませんでした。

⑷　自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市が保有する自己を本人とする保有個人情報は、開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止をそれぞれ請求する権利が保障されています。

令和６年度における開示等の請求は、２６件ありました。

表４　保有個人情報の市の機関別開示等の請求件数及び決定内容　　（単位：件）

市の機関	開示等請求件数	決定内容					
		開示	部分開示	非開示	訂正（追加又は削除を含む。）・利用停止	訂正（追加又は削除を含む。）・利用停止せず	存否応答拒否
市長	２５	１７	７	４	０	０	０
教育委員会	１	０	１	０	０	０	０
選挙管理委員会	０	０	０	０	０	０	０
監査委員	０	０	０	０	０	０	０
農業委員会	０	０	０	０	０	０	０
固定資産評価審査委員会	０	０	０	０	０	０	０
計	２６	１７	８	４	０	０	０

※　請求書１枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、１件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

⑸　審査請求の状況

自己に関する保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止の請求に対する市の機関の決定に不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができます。

令和６年度の審査請求は、ありませんでした。

３　情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

市政情報の公開請求に対する実施機関の決定及び自己に関する保有個人情報の開示等の請求に対する市の機関の決定について不服申立てがあった場合に、当該不服申立てを審査する第三者的救済機関として、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

令和６年度は、令和６年３月、５月、７月及び１１月に審査請求のあった６件について、諮問がされたほか（表５のとおり）、３件について答申がなされました（表

６のとおり）。

表５　情報公開決定及び個人情報開示等決定に対する審査請求の状況

事件番号	処分庁	原処分	件名	審査請求年月日	諮問年月日
令和５年度第５号（情報公開請求）	市長	非公開決定	市立保育園廃園の専決処分を違法とした東京地方裁判所の判決	令和６年３月１５日	令和６年８月２６日
令和６年度第１号（情報公開請求）	市長	一部公開決定	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件の令和６年２月２２日の「判決」の中の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てがされていることがわかる文書一式	令和６年５月６日	令和６年８月２６日
令和６年度第３号（情報公開請求）	市長	一部公開決定	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件に係る執行停止申立事件について裁判所の決定一式。決裁文書等を含む。	令和６年７月１６日	令和６年１０月３０日
令和６年度第１号（情報公開請求）	教育委員会	一部公開決定	２０２３年中に行われた「小金井市民体育祭ゴルフ大会」について ①開催概要、実施要項 ②参加者募集においての参加申込の個票および集計したもの ③参加申込者に対して行なった選別の課程のわかるもの（規約、個々の選別結果について理由のわかる根拠、選別結果をまとめたもの） ④大会においてかかった経費、支出および市からの補助金があればそれらを含めた決算書の類（市、小金井市ゴルフ協会、小金井市体育協会など関係する団体におけるそれ） ⑤プレー費（キャディーフィー）の価格、	令和６年７月１６日	令和６年１０月１０日

			ならびに積算根拠、この会費の流れのわかるもの		
令和６年度第２号（情報公開請求）	教育委員会	非公開決定	２０２４年第７６回小金井市民体育祭ゴルフ大会における令和６年７月１日～７月３日までにおける申し込み者の個票。（メール申込みなのでそれぞれの到着時刻のわかるもの）	令和６年７月１６日	令和６年１０月１０日
令和６年度第５号（情報公開請求）	市長	一部公開決定	ふるさと納税品「ヘラクレスオオカブトムシ」を認定するにあたっての ①起案書 ②外来生物拡散について問題なしとしたエビデンス資料（法律、指針、科学論文、専門家の意見、会議録等）	令和６年１１月１日	令和７年２月１０日

表６　情報公開・個人情報保護審査会の答申

事件番号	処分庁	原処分	件名	答申年月日	原処分に対する審査会の結論
令和４年度第９号（個人情報開示請求）	市長	一部開示決定	子ども家庭支援センターにて保有している請求人及び請求人の子に係る情報の全て	令和６年４月１２日	妥当である。
令和５年度第１号（情報公開請求）	市長	非公開決定	新庁舎建設設計における免震耐震接合部分の設計図、シミュレーション結果、計算書類など業者から提供された技術資料の全て	令和６年４月１２日	妥当である。
令和５年度第４号（個人情報開示請求）	市長	存否応答拒否決定	本市職員を分限審査委員会に掛けるよう○○課長に求めた事案の経過について	令和６年４月１２日	妥当である。

表7　情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

回	年月日	会　議　の　内　容
1	6.4.12	○　令和4年度第9号並びに令和5年度第1号及び第4号請求事件に係る答申決定
2	6.10.23	○　令和5年度第5号及び令和6年度第1号請求事件の審議
3	6.11.19	○　令和6年度第1号及び第2号（いずれも教育委員会）請求事件の審議 ○　令和6年度第3号請求事件の審議 ○　令和5年度第5号及び令和6年度第1号請求事件の継続審議
4	6.12.10	○　令和6年度第1号及び第2号（いずれも教育委員会）請求事件の継続審議 ○　令和5年度第5号並びに令和6年度第1号及び第3号請求事件の継続審議
5	7.2.17	○　令和6年度第1号及び第2号（いずれも教育委員会）請求事件の継続審議 ○　令和5年度第5号請求事件の答申案の確認

4　情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開及び個人情報保護両制度の運用に関して第三者的立場から意見を述べることができる機関として、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

令和6年度は、情報公開制度の運営や個人情報の適切な取扱いに関する重要事項など小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１０年条例第3号）第2条に基づく諮問事項の該当はなく、保有個人情報の管理に関する報告などのため、１回開催されました。

表８　情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会　議　の　内　容
1	7. 3. 17	1　報告事項 ○　市政情報公開請求に対する存否応答拒否について ○　個人情報の漏えい等に関する報告について ○　個人情報ファイル簿の整備及び公表状況について ○　個人情報取扱登録簿の整備状況について 2　その他 ○　令和５年度小金井市情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況について ○　その他当審議会に係る事項について

5　情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修を始め、情報公開請求及び個人情報の開示等請求に対する決定を行う際の指導や事例研究、業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

なお、令和６年度は、新任職員を対象に、情報公開及び個人情報保護制度の基礎的知識習得のための新任研修を行うとともに、正規職員、再任用職員及び会計年度任用職員（月額制）を対象に、改正個人情報保護制度の動画研修を行い、また研修内容の理解度を測るための簡易テストを行いました。

報告第５号資料

令　和　６　年　度　目　的　外　利　用　等　報　告　内　訳

	個人情報ファイルの名称等	利用、提供の根拠	件　数
個人情報ファイル簿	町会長・自治会長名簿	本人の同意	16
	基幹系住民記録システム	法令に基づく場合	83
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	1
		統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	2
	戸籍情報システム	法令に基づく場合	205
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	8
		統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	8
	消費生活相談情報	法令に基づく場合	1
	国民健康保険システム	法令に基づく場合	3
		本人の同意	2
	国民年金システム	法令に基づく場合	1
	個人市民税賦課に関するファイル	法令に基づく場合	20
		本人の同意	11
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	1
	軽自動車税賦課に関するファイル	法令に基づく場合	4
		本人の同意	1
	固定資産税・都市計画税業務	法令に基づく場合	11
		本人の同意	3
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	6
	収納管理ファイル	本人の同意	4
	滞納整理ファイル	法令に基づく場合	14
	避難行動要支援者支援事業申請書ファイル	法令に基づく場合	7
	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（７万円）受給者ファイル	法令に基づく場合	2
	物価高騰対策給付金（１０万円及び子ども加算５万円）受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	定額減税補足給付金（調整給付）受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	障害福祉サービス等ファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	1
	自立支援医療（精神通院）ファイル	法令に基づく場合	2
	心身障害者福祉手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
	身体障害者手帳ファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	3
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	精神障害者保健福祉手帳ファイル	法令に基づく場合	5
		本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	健康増進事業に関するファイル	法令に基づく場合	2

	介護保険システム	法令に基づく場合	6
		本人の同意	4
	義務教育就学児医療費助成システム	本人の同意	1
	高校生等医療費助成システム	本人の同意	1
	児童育成手当業務システム	本人の同意	2
	児童手当・特例給付支給業務システム	本人の同意	1
	児童扶養手当システム	本人の同意	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	乳幼児医療費助成システム	本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	ひとり親家庭等医療費助成システム	本人の同意	1
	施設等利用給付システム	本人の同意	1
	保育入所事務ファイル	本人の同意	2
	幼稚園補助金システム	本人の同意	1
	小金井市こども家庭センター相談記録票	法令に基づく場合	1
個人情報取扱登録簿	心身障害者医療費助成受給者ファイル	本人の同意	1
	特別児童扶養手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	1
	難病者福祉手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	東京都重度心身障害者手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	愛の手帳ファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	大気汚染医療費助成制度に関するファイル	法令に基づく場合	1
	愛育手当台帳	法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	東小金井駅北口土地区画整理事業地権者等名簿	法令に基づく場合	1
その他	職員及び退職者等の人事・給料・厚生・服務等に係る情報ファイル	法令に基づく場合	2
		本人の同意	20
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	5
	教職員及び講師等の人事・給料・厚生・服務等に係る情報ファイル	統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	1
	防犯カメラの記録データ	法令に基づく場合	3
合　計			516

議案第２９号

令　和　7　年　度

小　金　井　市

一　般　会　計　補　正　予　算

（　第　2　回　）

令和７年度小金井市一般会計補正予算（第２回）

令和７年度小金井市の一般会計の補正予算（第２回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６１３，７３９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５３，０３３，７３９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

令和７年６月２日提出

東京都小金井市長　白　井　　　亨

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国　庫　支　出　金		千円 9,695,130	千円 456,203	千円 10,151,333
	2 国　庫　補　助　金	1,047,186	456,203	1,503,389
16 都　支　出　金		9,289,416	85,284	9,374,700
	2 都　補　助　金	5,748,953	82,868	5,831,821
	3 委　託　金	761,941	2,416	764,357
18 寄　附　金		14,441	200	14,641
	1 寄　附　金	14,441	200	14,641
19 繰　入　金		2,240,157	70,000	2,310,157
	1 基　金　繰　入　金	2,192,126	70,000	2,262,126
21 諸　収　入		504,353	2,052	506,405
	4 雑　入	458,819	2,052	460,871
歳　入　合　計		52,420,000	613,739	53,033,739

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		6,088,791	45,818	6,134,609
	1 総務管理費	4,708,607	45,818	4,754,425
3 民生費		28,028,251	382,749	28,411,000
	1 社会福祉費	8,875,250	332,687	9,207,937
	2 児童福祉費	15,287,182	50,062	15,337,244
4 衛生費		4,798,287	4,301	4,802,588
	1 保健衛生費	1,714,240	4,301	1,718,541
6 農林水産業費		42,270	5,811	48,081
	1 農業費	42,270	5,811	48,081
7 商工費		214,168	162,550	376,718
	1 商工費	214,168	162,550	376,718
9 消防費		1,621,688	2,000	1,623,688
	1 消防費	1,621,688	2,000	1,623,688
10 教育費		5,858,606	5,172	5,863,778
	1 教育総務費	978,543	5,172	983,715
13 予備費		57,948	5,338	63,286
	1 予備費	57,948	5,338	63,286
歳出合計		52,420,000	613,739	53,033,739

第２表　債務負担行為補正

追加

事　　　　項	期　　間	限　度　額
新型インフルエンザ等対策行動計画等策定支援委託料	令和８年度	2,824 千円
中央監視システム借上料	令和８年度 ～令和１２年度	21,822 千円

議案第２９号資料１

令　和　７　年　度

小　金　井　市

一　般　会　計

補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（　第　２　回　）

1　総　括

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
15国庫支出金		千円 9,695,130	千円 456,203	千円 10,151,333
	2国庫補助金	1,047,186	456,203	1,503,389
16都支出金		9,289,416	85,284	9,374,700
	2都補助金	5,748,953	82,868	5,831,821
	3委託金	761,941	2,416	764,357
18寄附金		14,441	200	14,641
	1寄附金	14,441	200	14,641
19繰入金		2,240,157	70,000	2,310,157
	1基金繰入金	2,192,126	70,000	2,262,126
21諸収入		504,353	2,052	506,405
	4雑入	458,819	2,052	460,871
歳入合計		52,420,000	613,739	53,033,739

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
2総　　務　　費		千円 6,088,791	千円 45,818	千円 6,134,609
	1総　務　管　理　費	4,708,607	45,818	4,754,425
3民　　生　　費		28,028,251	382,749	28,411,000
	1社　会　福　祉　費	8,875,250	332,687	9,207,937
	2児　童　福　祉　費	15,287,182	50,062	15,337,244
4衛　　生　　費		4,798,287	4,301	4,802,588
	1保　健　衛　生　費	1,714,240	4,301	1,718,541
6農林水産業費		42,270	5,811	48,081
	1農　　業　　費	42,270	5,811	48,081
7商　　工　　費		214,168	162,550	376,718
	1商　　工　　費	214,168	162,550	376,718
9消　　防　　費		1,621,688	2,000	1,623,688
	1消　　防　　費	1,621,688	2,000	1,623,688
10教　　育　　費		5,858,606	5,172	5,863,778
	1教　育　総　務　費	978,543	5,172	983,715
13予　　備　　費		57,948	5,338	63,286
	1予　　備　　費	57,948	5,338	63,286
歳　出　合　計		52,420,000	613,739	53,033,739

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 44,952	千円	千円	千円 866
44,952			866
355,506		252	26,991
316,400		52	16,235
39,106		200	10,756
			4,301
			4,301
6,401			△590
6,401			△590
130,000			32,550
130,000			32,550
		2,000	
		2,000	
4,628			544
4,628			544
			5,338
			5,338
541,487		2,252	70,000

2　歳　入

款　15　国庫支出金

項　2　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
	千円	千円	千円		千円
2 民生費国庫補助金	506,542	5,023	511,565	1 社会福祉費補助金	831
				2 児童福祉費補助金	4,192
6 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	451,180	451,180	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	451,180

款　16　都 支 出 金

項　2　都 補 助 金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
	千円	千円	千円		千円
1 総務費都補助金	1,298,833	41,000	1,339,833	3 防犯設備補助事業補助金	41,000
2 民生費都補助金	3,464,838	38,035	3,502,873	2 児童福祉費補助金	38,035

説　明		
		千円
3　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 （生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱） 補助率　１／２	（地域福祉課）	99
6　介護保険事業費補助金 （介護保険事業費補助金交付要綱） 補助率　１／２	（介護福祉課）	231
7　障害者総合支援事業費補助金 （障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム事業）交付要綱） 補助率　１／２	（自立生活支援課）	181
8　地域診療情報連携推進費補助金 （地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）交付要綱） 補助率　１／２	（自立生活支援課）	320
3　子ども・子育て支援交付金 （子ども・子育て支援交付金交付要綱） 補助率　１／３	（子育て支援課）	2,940
5　保育対策総合支援事業費補助金 （保育対策総合支援事業費補助金交付要綱） 補助率　１／２	（保育課）	500
7　地域診療情報連携推進費補助金 （地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）交付要綱） 補助率　１／２	（子育て支援課）	752
1　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 （物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱）	（企画政策課）	451,180

説　明		
		千円
2　防犯機器等購入緊急補助事業補助金 （防犯機器等購入緊急補助事業に係る区市町村補助金交付要綱） 補助率　１０／１０	（地域安全課）	41,000
7　子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 （子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱） 補助率　１０／１０	（子育て支援課）	468

款　　16 都支出金

項　　2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区　分	金　額
	千円	千円	千円		千円
2 民生費都補助金					
4 農林水産業費都補助金	12,630	1,621	14,251	1 農業費補助金	1,621
7 教育費都補助金	490,967	2,212	493,179	1 教育費補助金	2,212

款　　16 都支出金

項　　3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区　分	金　額
	千円	千円	千円		千円
5 教育費委託金	15,436	2,416	17,852	1 教育費委託金	2,416

説		明
		千円
13　子ども・子育て支援交付金	（子育て支援課）	2,940
（東京都子供・子育て支援交付金補助要綱） 補助率　１／３		
18　保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金	（保　育　課）	1,617
（保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金交付要綱） 補助率　１０／１０		
33　保育所等物価高騰緊急対策事業補助金	（保　育　課）	17,738
（保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱） 補助率　１０／１０		
34　病児保育施設整備費補助金	（保　育　課）	14,520
（病児保育施設整備費補助金補助要綱） 補助率　２／３		
35　こども医療費助成に係るＰＭＨ接続促進補助金	（子育て支援課）	752
（こども医療費助成に係るＰＭＨ接続促進補助金交付要綱） 補助率　１／２		
4　農業経営強靱化事業費補助金	（経　済　課）	1,621
（東京農業経営強靱化事業費補助金交付要綱） 補助率　３／４、１／２、１／４		
17　校内教育支援センター支援員配置事業補助金	（指　導　室）	1,076
（校内教育支援センター支援員配置事業実施要領、教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）交付要綱） 補助率　２／３		
18　笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金	（指　導　室）	1,136
（笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金交付要綱） 補助率　１０／１０		

説		明
		千円
3　教育事業費委託金	（指　導　室）	1,618
（教員研修事業事務処理特例交付金（事業費）交付要綱、成績一覧表調査委員会事務処理特例交付金交付要綱、区市町村立学校会計年度任用職員報酬等交付金交付要綱）		
5　学校と家庭の連携推進事業委託金	（指　導　室）	798
（「学校と家庭の連携推進事業」実施要綱）		

款　　18 寄 附 金

項　　1 寄 附 金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
	千円	千円	千円		千円
2 民生費寄附金	0	200	200	1 子ども育成支援事業寄附金	200

款　　19 繰 入 金

項　　1 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
	千円	千円	千円		千円
1 財政調整基金繰入金	1,566,000	70,000	1,636,000	1 財政調整基金繰入金	70,000

款　　21 諸 収 入

項　　4 雑　　入

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
	千円	千円	千円		千円
6 雑　　入	424,241	2,052	426,293	1 雑　　入	2,052

説	明	
		千円
1　子ども育成支援事業寄附金	（こども家庭セン）	200

説	明	
		千円
1　財政調整基金繰入金	（財　　政　　課）	70,000

説	明	
		千円
12　補助金・助成金・交付金	（地 域 安 全 課）	2,000
自治総合センターコミュニティ助成金		(　　2,000)
38　物品販売会場使用料	（自立生活支援課）	52

3　歳出

款　2 総 務 費

項　1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,640,176	41,033	1,681,209	41,000 41,000		
2 文書管理費	1,463,477	4,785	1,468,262	3,952 3,952		

一般財源	節 区分	節 金額	説明	
千円		千円		千円
33				
33	1 報酬	602	13 安全・安心まちづくり対策に要する経費 （　　　）	41,033
	10 需用費	137	(1) 地域安全課関係経費	41,033
	1 消耗品費	49	1 報　酬	(602)
	5 印刷製本費	88	防犯機器等購入緊急補助業務会計年度任用職員報酬	602
	11 役務費	294	10 需 用 費	(137)
	1 郵便料	242	消 耗 品 費	49
	2 電話料	30	印刷製本費	88
	5 手数料	22	11 役 務 費	(294)
	18 負担金補助及び交付金	40,000	郵 便 料	242
			電 話 料	30
			電話設置手数料	22
			18 負担金補助及び交付金	(40,000)
			防犯機器等購入緊急補助事業補助金	40,000
833				
833	12 委託料	4,785	6 基幹系システムに要する経費（情報システム課）	4,785
			12 委　託　料	(4,785)
			基幹系システム修正委託料（障害福祉サービス等報酬改定対応分）	363
			基幹系システム修正委託料（介護保険制度改正対応分）	462
			基幹系システム修正委託料（保育料無償化対応分）	1,617
			基幹系システム修正委託料（生活保護制度改正対応分）	198
			基幹系システム修正委託料（ＰＭＨ（医療費助成）対応分）	2,145

款　　3 民 生 費

項　　1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費	2,762,848	52	2,762,900			52
						52
12 価格高騰重点支援給付金給付費	0	332,635	332,635	316,400		
				316,400		

一般財源	節 区分	節 金額	説明
千円		千円	千円
	13 使用料及び賃借料	52	10　その他事務に要する経費　(自立生活支援課)　52 13　使用料及び賃借料　(52) 物品販売会場借上料　52
16,235			
16,235	10 需用費 1 消耗品費	19 19	1　価格高騰重点支援給付金給付に要する経費　(　)　332,635
	11 役務費 1 郵便料 2 電話料	1,773 1,652 121	(1) 情報システム課関係経費　1,419 12　委　託　料　(1,419) 基幹系システム修正委託料（物価高騰対策給付金等対応分）　1,419
	12 委託料	40,843	(2) 地域福祉課関係経費　331,216 10　需　用　費　(19) 消耗品費　19 11　役　務　費　(1,773) 郵便料　1,652 電話料　121 12　委　託　料　(39,424) 定額減税補足給付金給付事務委託料　37,345 定額減税補足給付金確認書等作成等委託料　1,206 定額減税補足給付金支給決定通知書等作成等委託料　873
	18 負担金補助及び交付金	290,000	18　負担金補助及び交付金　(290,000) 定額減税補足給付金　290,000

款　3 民 生 費

項　2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	8,185,191	50,062	8,235,253	39,106		200
						200
				6,380		
				18,206		
				14,520		

一般財源	節 区分	節 金額	説明	
千円		千円		千円
10,756				
30	10 需用費 1 消耗品費	8 8	12 こども家庭センター運営に要する経費 (こども家庭セン)	230
	11 役務費 1 郵便料	6 6	10 需用費 消耗品費 17 備品購入費 一般機器類 維持管理機器類 工作機器類	(8) 8 (222) 60 113 49
	12 委託料	8,840		
	17 備品購入費	222		
3,466	18 負担金補助及び交付金	40,986	18 その他の保育施設助成に要する経費 (保育課)	9,846
			11 役務費 郵便料 12 委託料 病児保育事業運営委託料 18 負担金補助及び交付金 病児保育室等業務効率化推進事業補助金	(6) 6 (8,840) 8,840 (1,000) 1,000
			37 原油価格・物価高騰対策に要する経費 ( )	18,206
			(1) 保育課関係経費 18 負担金補助及び交付金 保育施設運営事業者事業継続支援金	18,206 (18,206) 18,206
7,260			38 保育施設開設及び改修等に要する経費 (保育課)	21,780
			18 負担金補助及び交付金 病児保育施設整備事業補助金	(21,780) 21,780

款　　4 衛　生　費

項　　1 保健衛生費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地　方　債	そ　の　他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 感染症予防費	13,891	4,301	18,192			

一般財源	節 区分	節 金額	説明
千円		千円	千円
4,301			
4,301	12 委託料	4,301	2 感染症予防関係に要する経費（健　康　課） 4,301
			12 委　託　料 （ 4,301）
			新型インフルエンザ等対策行動計画等策定支援委託料 4,301

款　　6 農林水産業費

項　　1 農　業　費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 農業振興費	28,346	5,811	34,157	6,401		
				6,401		

一般財源	節 区分	節 金額	説明
千円		千円	千円
△ 590			
△ 590	18 負担金補助及び交付金	5,811	1 農業振興対策に要する経費 (経 済 課) 5,811 18 負担金補助及び交付金 (5,811) 小金井市農業振興連合会補助金 5,000 農業経営強靭化事業費補助金 811

款　　7 商　工　費

項　　1 商　工　費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 商工振興費	101,962	162,550	264,512	130,000		
				130,000		

一般財源	節 区分	節 金額	説明
千円		千円	千円
32,550			
32,550	18 負担金補助及び交付金	162,550	1 商工振興に要する経費 (経済課) 162,550 18 負担金補助及び交付金 (162,550) 小金井市商工会特別事業補助金 162,550

款　　9 消 防 費

項　　1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国都支出金	地 方 債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 災害対策費	50,317	2,000	52,317			2,000
						2,000

一般財源	節 区分	節 金額	説明
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	2,000	1 災害対策に要する経費 (地域安全課) 2,000 18 負担金補助及び交付金 (2,000) 自主防災組織育成コミュニティ助成事業補助金 2,000

款　　10 教 育 費

項　　1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	447,420	5,172	452,592	4,628		
				798		
				1,076		
				2,754		

一般財源	節 区分	節 金額	説明	
千円		千円		千円
544				
5	1 報酬	2,934	2 教育相談に要する経費 (指導室)	803
	3 職員手当等	299	7 報償費	(798)
			学校と家庭の連携推進支援員等謝礼	798
	7 報償費	1,134	11 役務費	(5)
			傷害保険料	5
	10 需用費	800		
539	1 消耗品費	493	16 小金井市学習等支援制度に要する経費 (指導室)	1,615
	12 賄材料費	307		
	11 役務費	5	1 報酬	(1,615)
	3 保険料	5	校内教育支援センター支援員業務会計年度任用職員報酬	1,615
			17 その他教育指導等に要する経費 (指導室)	2,754
			1 報酬	(1,319)
			大規模校事務補助業務会計年度任用職員報酬	1,319
			3 職員手当等	(299)
			7 報償費	(336)
			笑顔と学びの体験活動プロジェクト講師謝礼	336
			10 需用費	(800)
			消耗品費	493
			賄材料費	307

款　13 予 備 費

項　1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	57,948	5,338	63,286			

一般財源	節		説　　　　　　　明
	区　　分	金　　額	
千円		千円	千円
5,338			

給与費明細書

一　般　職

(1)　総　括

（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費 報　酬	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 計	共済費	合　計	備　考
補正後	(8) 1,482	1,209,736	2,367,124	2,522,911	6,099,771	1,096,517	7,196,288	
補正前	(8) 1,476	1,206,200	2,367,124	2,522,612	6,095,936	1,096,517	7,192,453	
比　較	(　) 6	3,536		299	3,835		3,835	

（ ）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

（単位：千円）

	区　分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
職員手当の内訳	補正後	397,172	56,522	59,595	49,812		262,266
	補正前	397,172	56,522	59,595	49,812		262,266
	比　較						
	区　分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合　計
	補正後		13,644	157,740	772,296	753,864	2,522,911
	補正前		13,644	157,740	772,142	753,719	2,522,612
	比　較				154	145	299

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

（単位：千円）

区　分	増減額	増減額の増減事由別内訳		説　　明
給　料		その他の増減分	1 給与改定分 2 異動等分 3 再任用給与改定分	
職員手当	299	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 299 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 299 2 その他 (1) 給与改定分 (2) その他 (3) 再任用給与改定分	会計年度任用職員分

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

追加　　　　(単位:千円)

事項	限度額	令和6年度末までの支出(見込)額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国都支出金	地方債	その他	
新型インフルエンザ等対策行動計画等策定支援委託料	2,824			令和8年度	2,824				2,824
中央監視システム借上料	21,822			令和8年度～令和12年度	21,822				21,822

議案第29号資料2

令和7年度　基金現在高調べ

(単位：千円)

NO	基金名	区分	令和6年度末現在高(A)	令和7年度当初予算(B)	予算補正状況 第　回	予算補正状況 補正額(C)	補正後の積立予定額計(D)	令和7年度取崩予定額	令和7年度取崩予定額(E)	令和7年度末現在高見込額(F)=(A)+(D)-(E)
1	財政調整基金	元金						当初	1,546,000	
		利子		9,401			9,401	1・2補正	90,000	
		計	7,937,339	9,401			9,401	計	1,636,000	6,310,740
2	職員退職手当基金	元金						当初		
		利子		12			12	補正		
		計	9,419	12			12	計		9,431
3	庁舎建設基金	元金						当初	99,697	
		利子		4,026			4,026	補正		
		計	3,368,272	4,026			4,026	計	99,697	3,272,601
4	公共施設マネジメント基金	元金						当初	92,000	
		利子		700			700	補正		
		計	659,206	700			700	計	92,000	567,906
5	地域福祉基金	元金						当初	4,429	
		利子		1,152			1,152	補正		
		計	945,567	1,152			1,152	計	4,429	942,290
6	環境基金	元金		200,000			200,000	当初	400,000	
		利子		1,424			1,424	補正		
		計	1,115,368	201,424			201,424	計	400,000	916,792
7	都市再開発整備基金	元金						当初		
		利子		4			4	補正		
		計	3,029	4			4	計		3,033
8	みどりと公園基金	元金						当初		
		利子		159			159	補正		
		計	132,436	159			159	計		132,595
9	市営住宅整備基金	元金		2,875			2,875	当初		
		利子		15			15	補正		
		計	3,612	2,890			2,890	計		6,502
10	教育施設整備基金	元金		23,436			23,436	当初	30,000	
		利子		154			154	補正		
		計	142,033	23,590			23,590	計	30,000	135,623
11	土地開発基金	元金						当初		
		利子		1			1	補正		
		計	65	1			1	計		66
	合計	元金		226,311	0	0	226,311	当初	2,172,126	
		利子		17,048	0	0	17,048	補正	90,000	
		計	14,316,346	243,359	0	0	243,359	計	2,262,126	12,297,579

議案第２９号資料３

工　事　位　置　図

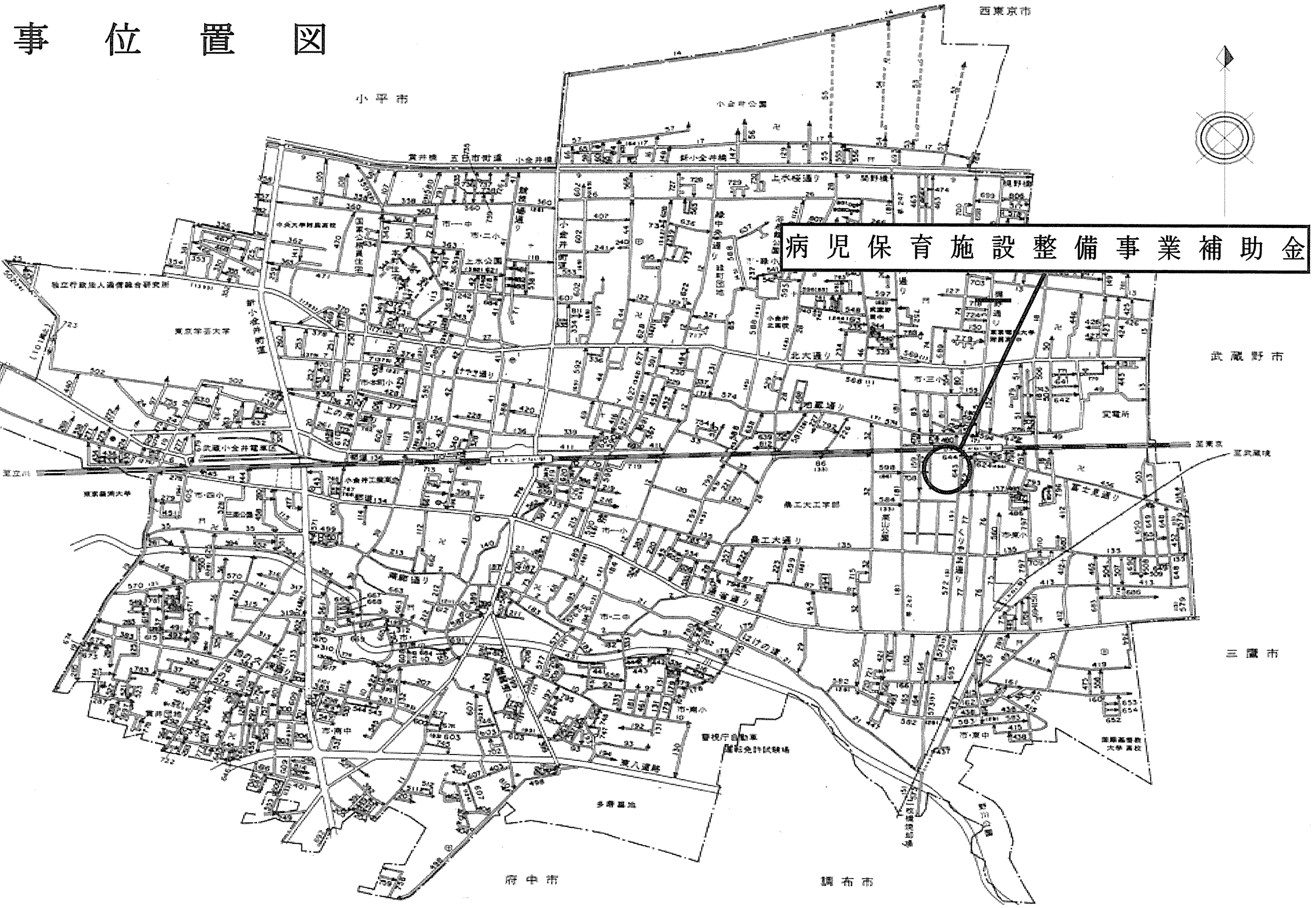

議案第２９号資料４

原油価格・物価高騰対策関連経費一覧

（単位：千円）

課　名	款	項	目	事業		説　明	予算額	財源内訳			
								国庫支出金	都支出金	その他	一般財源等
情報システム課	3	1	12	1	1	基幹系システム修正委託料（物価高騰対策給付金等対応分）	1,419	0	0	0	1,419
地域福祉課	3	1	12	1	2	消耗品費（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	19	0	0	0	19
地域福祉課	3	1	12	1	2	郵便料（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	1,652	0	0	0	1,652
地域福祉課	3	1	12	1	2	電話料（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	121	0	0	0	121
地域福祉課	3	1	12	1	2	定額減税補足給付金給付事務委託料	37,345	26,400	0	0	10,945
地域福祉課	3	1	12	1	2	定額減税補足給付金確認書等作成等委託料	1,206	0	0	0	1,206
地域福祉課	3	1	12	1	2	定額減税補足給付金支給決定通知書等作成等委託料	873	0	0	0	873
地域福祉課	3	1	12	1	2	定額減税補足給付金	290,000	290,000	0	0	0
保育課	3	2	1	37	1	保育施設運営事業者事業継続支援金	18,206	0	18,206	0	0
経済課	6	1	3	1		小金井市農業振興連合会補助金	5,000	4,780	0	0	220
経済課	7	1	2	1		小金井市商工会特別事業補助金	162,550	130,000	0	0	32,550
合　計							518,391	451,180	18,206	0	49,005

※　国庫支出金は全て物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金である。

差し替え分

議案第２９号資料５

防犯機器等購入緊急補助事業概要

１　目的

市民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、住宅への防犯機器等の導入費用の一部を補助する。

２　補助内容

令和７年４月から令和８年３月までの間に購入した防犯機器等で、一戸建て及び共同住宅専有部分（持家・分譲・賃貸等不問）に設置する次に掲げる機器等の購入費用等の１／２（上限２万円／世帯）を補助する。

⑴　家庭用防犯カメラ
⑵　カメラ付インターフォン
⑶　防犯性の高い補助錠
⑷　防犯フィルム
⑸　人感センサー
⑹　面格子
⑺　その他侵入盗被害の予防に有用な防犯機器

３　申請開始日

令和７年９月１日

４　予算額

⑴　歳入

防犯機器等購入緊急補助事業補助金　４１，０００千円

⑵　歳出

ア　事業費　４０，０００千円

（防犯機器等購入緊急補助事業補助金）

イ　事務費　１，０３３千円

（防犯機器等購入緊急補助業務会計年度任用職員報酬、消耗品費、印刷製本費、郵便料、電話料、電話設置手数料）

議案第２９号資料６

定額減税補足給付金（不足額給付）事業概要

１　概要

定額減税補足給付額（当初調整給付額）の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額（令和６年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と、定額減税補足給付額（当初調整給付額）との間で差額が生じた場合に、追加で当該納税者に不足分の給付を行う。

２　支給対象者

⑴　不足額給付（その１）

令和７年１月１日において小金井市に住民登録があり、令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき額と、令和６年度に実施した定額減税補足給付（当初調整給付）の額との間で差額が生じた方

⑵　不足額給付（その２）

令和７年１月１日において小金井市に住民登録があり、以下の全ての要件を満たす方

①　令和６年分所得税額及び令和６年度個人住民税所得割額がともに定額減税前税額が０円の方

②　税制度上、「扶養親族」対象外の方（青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額４８万円超の方）

③　住民税非課税世帯等に対する給付金（７万円又は１０万円）の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

３　給付額

⑴　不足額給付（その１）

給付額＝下記「アとイの控除不足額の合計を１万円単位で切り上げた額」－「令和６年度に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）の額」

ア　所得税分控除不足額

定額減税可能額（※）－令和６年分所得税額＝所得税分控除不足額

※　３万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の人数）

イ　個人住民税分控除不足額

定額減税可能額（※）－令和６年度個人住民税所得割額＝個人住民税分控除不足額

※　１万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の人数）

(2)　不足額給付（その２）

４万円（定額）

ただし、令和６年１月１日時点で国外居住者であった方は３万円

4　給付対象となり得る例

(1)　令和５年と令和６年で所得が大きく変動した場合

例１　令和５年所得よりも、令和６年所得が減少した場合

例２　令和５年所得がなく、令和６年所得がある場合

例３　税の更正（修正申告）により、令和６年度分個人住民税所得割が減少した場合

(2)　令和６年中に扶養親族が増えた場合

例４　子どもが生まれたことで扶養親族が増えた場合

(3)　その他

例５　課税世帯に属している「事業専従者（青色・白色）」

例６　課税世帯に属している「合計所得金額４８万円超」の方のうち、令和６年分所得税額及び令和６年度住民税所得割額がいずれも０円の方（定額減税適用前、税額控除後）

5　対象者数（見込み）

(1)　不足額給付（その１）　８，０００人

(2)　不足額給付（その２）　８００人

6　スケジュール（案）

(1)　定額減税補足給付（当初調整給付）を受給したことがある対象者（申請不要）

令和７年６月下旬　システム改修

７月上旬　対象世帯の抽出及び支給決定通知書の準備

７月下旬　支給決定通知書の送付

　　　　８月下旬　振込

⑵　公金受取口座を登録していない対象者（要申請）

令和７年７月中旬　対象世帯の抽出及び確認書等の準備

　　　　８月上旬　確認書等の送付・受付、支給要件の確認

　　　　９月上旬　振込（以降順次支給）

７　申請期限

令和７年１０月３１日（予定）

８　予算額

⑴　歳入

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

３１６，４００千円

⑵　歳出

ア　定額減税補足給付金（不足額給付）

２９０，０００千円

イ　その他（消耗品費、郵便料、電話料、各種委託料）

４２，６３５千円

議案第２９号資料７

病児保育事業概要

１　事業所の新規開設について

病児保育事業は、令和５年度まで市内３施設（武蔵小金井駅エリア２施設、東小金井駅エリア１施設）で実施していたところ、令和５年度末で東小金井駅エリア１施設が事業廃止となり、令和６年度から武蔵小金井駅エリア２施設にて事業を実施している。この度事業者との調整が整い、東小金井駅エリアにて新規に事業所を開設する。

２　新規事業所概要（予定）

⑴　運営法人　　医療法人社団すこやか武蔵野
⑵　開設年月　　令和７年１０月以降
⑶　場　　所　　東町四丁目３８番１７号ロイヤル武蔵野１０１号室
⑷　定　　員　　１日４人程度
⑸　開所日数　　年間約２４５日
⑹　そ の 他　　東小金井駅前こどもクリニックと連携し運営する。

３　予算額

⑴　歳入

ア　子ども・子育て支援交付金（国）	２，９４０千円
イ　子ども・子育て支援交付金（都）	２，９４０千円
ウ　保育対策総合支援事業費補助金	５００千円
エ　病児保育施設整備費補助金	１４，５２０千円

⑵　歳出

ア　郵便料	６千円
イ　病児保育事業運営委託料	８，８４０千円
ウ　病児保育室等業務効率化推進事業補助金	１，０００千円
エ　病児保育施設整備事業補助金	２１，７８０千円

議案第２９号資料８

保育施設運営事業者事業継続支援金事業概要

１　目的

昨今の原油価格・物価高騰に直面する保育施設運営事業者の負担を軽減するための支援金を交付することにより、事業の継続に向けた支援を行う。

２　補助対象施設及び補助内容

食材費及び光熱費として、令和７年４月から同年９月までの間に在籍する児童の合計人数に応じて、下表のとおり補助する。

施設類型（施設数）	給食の提供がある施設	給食の提供がない施設
認可保育所（３９）	児童１人当たり 月額８６４円	児童１人当たり 月額３９６円
認定こども園（１）		
家庭的保育事業（都制度を含む。）（５）		
小規模保育事業（６）		
認証保育所（３）		
一時預かり事業（１０）	児童１人当たり 日額３５円	児童１人当たり 日額１６円
定期利用保育事業（８）		
病児保育事業（３）		
多様な他者との関わりの機会の創出事業（５）		
指導監督基準を満たす旨の証明書を有する認可外保育施設（６）	１施設当たり月額１３千円	

３　予算額

⑴　歳入

子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金　４６８千円

保育所等物価高騰緊急対策事業補助金　１７，７３８千円

⑵　歳出

保育施設運営事業者事業継続支援金　１８，２０６千円

議案第２９号資料９

小金井市農業振興連合会補助金事業概要

１　目的

農業者は、近年の夏場の酷暑によって、高温障害の発生等農作物の収量、品質低下等の影響を受けているほか、熱中症等の対策を行いながらの農作業が必須となっており、さらにはこれらの対策に係る費用が物価高騰の影響を受けている。

このような状況を踏まえ、小金井市農業振興連合会が実施している環境対策に係る農業用資材の購入費助成事業に対する補助に、暑熱対策に伴う補助を上乗せする。

２　補助内容

⑴　補助対象

市内農業者等が、令和７年４月から同年１０月までに暑熱対策として購入した空調服や帽子等の被覆、灌水資材、高温対策剤、ハウス用遮光塗布剤、遮光ネット、遮熱資材、換気扇、作付け転換により導入した設備等

⑵　補助割合

１０/１０（上限１０万円）

⑶　申請期間

令和７年１１月１日から同月末日まで（予定）

⑷　申請方法

期間中に暑熱対策として購入した資材等の領収書等を提出

⑸　その他

申請様式等については、別途、小金井市農業振興連合会にて定める。

３　予算額

⑴　歳入

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	４，７８０千円

⑵　歳出

小金井市農業振興連合会補助金	５，０００千円

議案第２９号資料１０

小金井市商工会特別事業補助金事業概要

１　目的

物価高騰対策として、市民生活の応援及び地域経済の活性化を図るため、消費喚起、事業者支援につながる事業を行う小金井市商工会が実施するキャッシュレス決済ポイント還元事業に対し、補助金を交付する。

２　実施内容

期間内に対象店舗において指定のキャッシュレス決済を利用した方に対し、決済金額の３０％をポイントとして還元する。

３　還元ポイント付与上限

１決済当たり３，０００円相当分、１事業者当たり実施期間中１２，０００円相当分まで（複数ペイメントでの決済を可能とする予定）

４　対象店舗

市内店舗（大型店及び大手チェーン店等を除く。）

５　実施期間

令和７年１１月１日から同月末日まで（予定）

６　補助内容

ポイント還元費、管理運営費、広報・応募費、コールセンター設置・運営費、ポイント還元手数料、報告書等作成費、営業管理費、小金井市商工会人件費・事務費等

７　予算額

⑴　歳入

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	１３０，０００千円

⑵　歳出

小金井市商工会特別事業補助金	１６２，５５０千円

議案第３０号

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和７年６月２日提出

小金井市長　白　井　　　亨

（提案理由）

教育委員会委員浅野智彦が令和７年７月１０日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条の規定により、本市議会の同意を求める。

住　　所　　小金井市

氏　　名　　浅　野　智　彦

年　　齢　　６０歳

職　　業　　大学教授

議案第３０号資料

経　歴　調　書（略歴）

住　所　　小金井市

氏　名　　浅野（あさの）　智彦（ともひこ）

年　齢　　６０歳

職　業　　大学教授

学　　　歴

平成　６年　３月　東京大学大学院社会学研究科博士課程単位取得満期退学

職　　　歴

平成　６年　４月　東京学芸大学助手
平成　８年　４月　東京学芸大学講師
平成１１年　４月　東京学芸大学助教授
平成１９年　４月　東京学芸大学准教授
平成２５年　４月　東京学芸大学教授となり、現在に至る。

そ　の　他

平成２９年　７月　小金井市教育委員会委員となり、現在に至る。
令和　２年　９月　日本社会学理論学会理事となり、令和４年９月まで在任
令和　３年１１月　日本社会学会理事となり、現在に至る。
令和　４年　９月　日本社会学理論学会会長となり、令和６年９月まで在任

賞　　　罰

な　　　し

議案第３１号

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年６月２日提出

小金井市長　白　井　　　亨

（提案理由）

地方税法及び地方税等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成２０年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１９条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第２９条第１項ただし書中「もしくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３０条の２第１項第３号及び第３０条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３０条の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３０条の３第１項中「者に限る。）」の次に「もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

付則第１７条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１７条の３　令和８年４月１日以後に第１０９条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡しもしくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第１０９条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第１１０条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第１１１条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第１０９条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただ

し、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第１１０条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第１１０条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１９条、第２９条第１項ただし書、第３０条の２第１項第３号及び第３０条の３第１項の改正規定並びに次条の規定　令和８年１月１日

⑵　付則第１７条の２の次に１条を加える改正規定及び付則第３条の規定　令和８年４月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第１９条及び第２９条第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第２９条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３０条の２第１項第３号及び第３０条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第３０条の２第１項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２９条第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３０条の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の小金井市市税条例（以下「旧条例」という。）第２９条第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３０条の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第３０条の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３０条の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３０条の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第３条　次項に定めるものを除き、付則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第１７条の３第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、小金井市市税条例第１０９条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第１１１条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例付則第１７条の３の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

⑴　小金井市市税条例第１１１条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第１７条の３第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

⑵　新条例付則第１７条の３の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第３１号資料１

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

１　趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

２　改正内容

⑴　特定親族特別控除の創設に伴い、規定を整備する。（市民税関係。法第３１４条の２第８項、法第３１７条の２第１項、法第３１７条の３の２第１項、法第３１７条の３の３第１項、条例第１９条、条例第２９条第１項、条例第３０条の２第１項、条例第３０条の３第１項）

⑵　加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、当分の間、ア及びイに掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれア及びイに定める方法により換算した紙たばこの本数とする。

ア　紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法

イ　ア以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法

（市たばこ税関係。法令附則第１５条の２の６、法令附則第１５条の２の７、条例付則第１７条の３）

３　施行期日

この条例は、次の⑴及び⑵に掲げる区分に応じ、それぞれ当該⑴及び⑵に定める日から施行する。

⑴　２⑴の改正規定及び４⑴の規定　令和８年１月１日

⑵　２⑵の改正規定及び４⑵の規定　令和８年４月１日

（付則第１条）

４　経過措置

⑴　市民税に関する経過措置

ア　この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第１９条及び第２９条第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

イ　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第２９条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３０条の２第１項第３号及び第３０条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

ウ　新条例第３０条の２第１項の規定は、３⑴に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２９条第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３０条の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の小金井市市税条例（以下「旧条例」という。）第２９条第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３０条の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

エ　新条例第３０条の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下エにおいて「公的年金等」という。）について提出する新条例第３０条の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３０条の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（付則第２条）

⑵　市たばこ税に関する経過措置

ア　イに定めるものを除き、３⑵に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第１７条の３第１項に規定する加熱式たばこをいう。イにおいて同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

イ　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、小金井市市税条例第１０

９条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第１１１条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例付則第１７条の３の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(ｱ) 小金井市市税条例第１１１条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第１７条の３第１項に規定する紙巻たばこをいう。(ｲ)において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

(ｲ) 新条例付則第１７条の３の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

ウ　４(2)イ(ｱ)及び(ｲ)に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（付則第３条）

議案第３１号資料２

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
（所得控除） 第１９条　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	（所得控除） 第１９条　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	特定親族特別控除創設に伴う規定の整備
（市民税の申告） 第２９条　第１３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２	（市民税の申告） 第２９条　第１３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２	

に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３０条の２第１項第３号及び第３０条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第２４条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第１４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）もしくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第２４条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第１４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	特定親族特別控除創設に伴う規定の整備
２〜８　省略	２〜８　省略	
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第３０条の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)　省略 (2)　省略 (3)　扶養親族又は特定親族の氏名	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第３０条の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)　省略 (2)　省略 (3)　扶養親族の氏名	同上

(4) 省略 2 〜 省略 6 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第３０条の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５５条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) 省略	(4) 省略 2 〜 省略 6 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第３０条の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５５条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 扶養親族の氏名 (4) 省略	特定親族特別控除創設に伴う規定の整備

2～5 省略 付　則 （加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例） 第１７条の３　令和８年４月１日以後に第１０９条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡しもしくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第１０９条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第１１０条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第１１１条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第１０９条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。 (1)　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法 (2)　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グ	2～5 省略 付　則	加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例

ラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第１１０条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1)　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2)　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第１１０条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１９条、第２９条第１項ただし書、第３０条の２第１項第３号及び第３０条の３第１項の改正規定並びに次条の規定　令和８年１月１日

(2)　付則第１７条の２の次に１条を加える改正規定及び付則第３

条の規定　令和８年４月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第１９条及び第２９条第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第２９条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３０条の２第１項第３号及び第３０条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第３０条の２第１項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２９条第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３０条の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の小金井市市税条例（以下「旧条例」という。）第２９条第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３０条の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第３０条の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３０条の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３０条の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置） 第３条　次項に定めるものを除き、付則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第１７条の３第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。 ２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、小金井市市税条例第１０９条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第１１１条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例付則第１７条の３の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。 ⑴　小金井市市税条例第１１１条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第１７条の３第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数 ⑵　新条例付則第１７条の３の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数 ３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。		

令和７年　第２回定例会

工事請負金額１，０００万円以上の契約締結についての報告

令和７年　１月　１日から
令和７年　４月３０日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約件名 契約業者名	契約金額（円）	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	8538	令和 7年 1月31日	コミュニティバス東町循環舗装改修工事 石川建設（株）	14,707,000	令和 7年 2月 3日から 令和 7年 3月21日まで	・施工延長　L＝１１７．７m ・道路打換工　A＝４１１．０㎡ ・人孔調整工　４箇所 ・区画線工　１式	制限付一般競争入札４者	100
2	8555	令和 7年 1月31日	市道第４１３号線道路補修工事 鴨下設備工業（株）	10,054,000	令和 7年 2月 3日から 令和 7年 3月21日まで	・施工延長　L＝１３３．３m ・アスファルト舗装工　A＝６５７．０㎡ ・区画線工　１式	制限付一般競争入札４者	100

進捗率は、令和７年５月１日現在
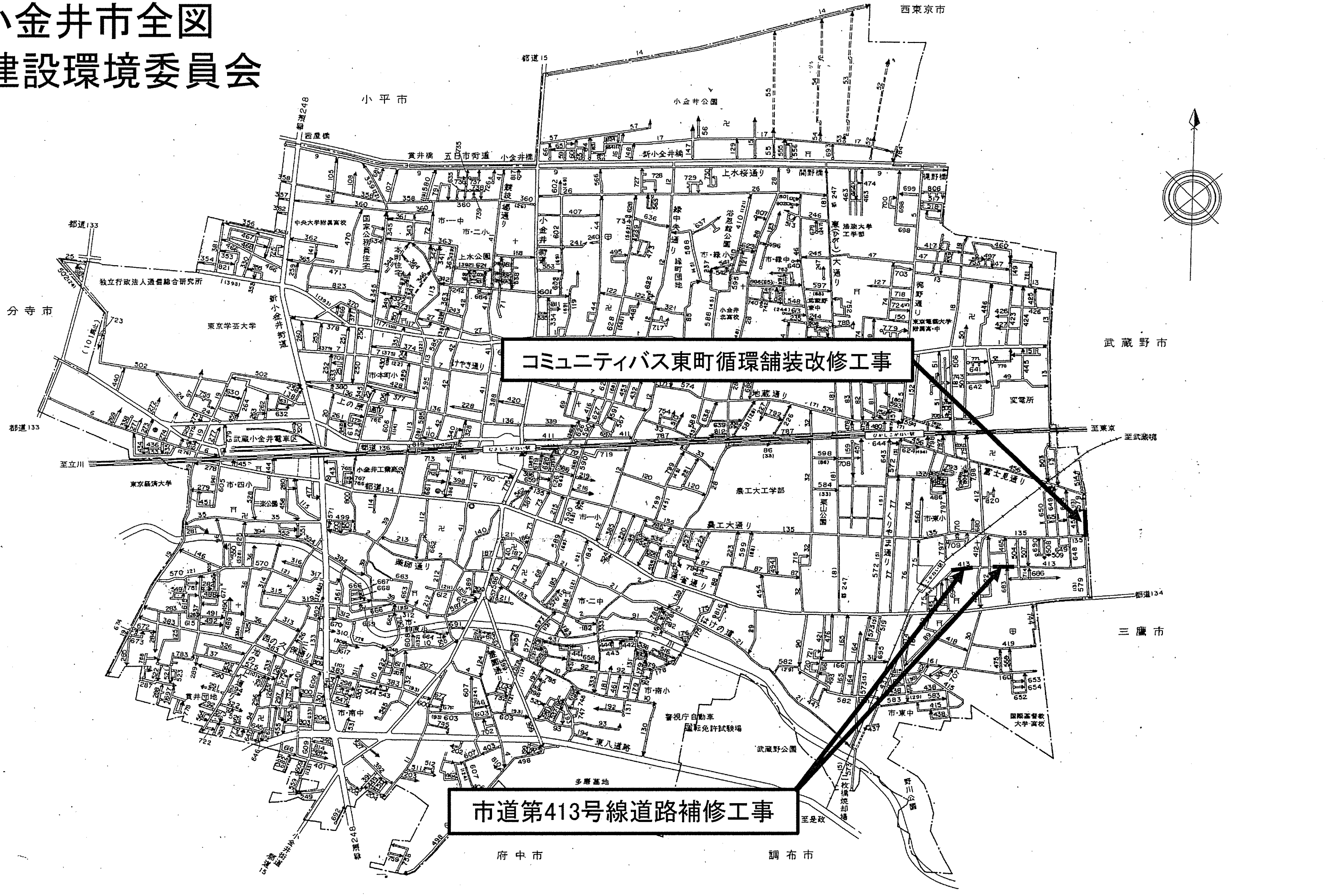
小金井市全図
建設環境委員会